

## 【事件名】山形大学事件（最高裁令和4年3月18日判決）

～合意の成立見込みがない場合の誠実交渉命令が適法とされた事例～

### 👉 どんな事件ですか？

- 山形大学を設置するX法人で雇用する教職員等によって組織された労働組合が、昇給抑制及び賃下げ（以下「本件各交渉事項」という。）に関する団体交渉におけるX法人の対応が不誠実であるとして、労働委員会に対し不当労働行為救済申立てを行いました。
- 労働委員会は労働組合法7条2号の不当労働行為に該当するとし、交渉事項につき誠実交渉命令を発しました。
- 本件は、X法人が誠実交渉命令の取消しを求めて提訴した事件です。

### 👉 何が問題となったのですか？

- 地裁は、本件各交渉事項について改めて合意を達成するなどということはあり得ないと判示し、又、高裁は、労働組合にとって有意な合意を達成させることは事実上不可能であったと判示して、誠実交渉命令が使用者に不可能を強いる命令で、労働委員会の裁量権を逸脱する違法な救済命令と判断しました。
- そこで、本件では、団体交渉に係る事項に関して合意が成立する見込みがないときであっても、労働委員会は誠実交渉命令を発することができるかが問題となりました。

### 👉 裁判所はどう判断したのですか？

#### 1 救済命令発出に係る労働委員会の裁量について

最高裁は、第二鳩タクシー事件判決（最大判昭和52年2月23日）を引用し、救済命令について労働委員会は広い裁量権を有することを確認した上で、以下の判断をしました。

#### 2 誠実交渉義務と誠実交渉命令について

使用者が誠実交渉義務に違反した場合には、労働者は使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができず、誠実な交渉を通じた労働条件等の獲得の機会を失い、正常な集团的労使関係秩序が害されることとなるが、その後使用者が誠実に団体交渉に応ずるに至ればこのような侵害状態が除去、是正され得る。そうすると、使用者が誠実交渉義務に違反している場合に誠実交渉命令を発することは、一般に労働委員会の裁量権の行使として救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたるものではない。

#### 3 「団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないと認められる場合」における救済命令の裁量権の範囲について

このような場合であっても、使用者が労働組合に対する誠実交渉義務を尽くしていないときは、その後誠実に団体交渉に応ずるに至れば、労働組合は当該団体交渉に関して使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができるようになるとともに、組合活動一般についても労働組合の交渉力の回復や労使間のコミュニケーションの正常化が図られるから、誠実交渉命令を発することは、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図ることに資する。

#### 4 本事件の結論

最高裁は、使用者が誠実交渉義務に違反した場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は誠実交渉命令を発することができるとして、原判決を破棄し、本事件を高裁に差し戻しました。

### 👉 この判例で注目すべきところは何ですか？

- 本事件は、合意成立の可能性のない団交事項につき団交応諾を命じたことが労働委員会の裁量権の範囲を逸脱したかが争われた事例です。地裁・高裁と最高裁とで判断を異にした理由は、「団体交渉の目的」をどのように理解したかに関係しています。
- すなわち、団体交渉の目的を、最高裁は「一定の合意の成立」（地裁・高裁の理解）のみならず、組合活動一般について「労使間のコミュニケーションの正常化に資するもの」であるとの理解を示しています。
- 本判決は、このような理解を前提に、団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は誠実交渉命令を発することができる